

※令和5年4月から税理士相談と司法書士相談(登記・相続等)の申し込み方法が前日申し込みに変更になりました。  
 ※法律相談の「定員」を平日6名から7名に、土曜日5名から6名にそれぞれ変更いたしました。

# 市民相談のご案内

お問い合わせ、お申し込みは **市民相談人権課 82-5128**

場所	相談の種類	相談の内容	申込方法	相談日	相談時間	相談員	
市役所 教育庁舎1階	市民生活 〔一般〕	近隣関係のトラブルや日常生活の困り事などの相談	随時	土・日・祝日を 除く毎日	9:00～ 16:00 (12時～13時除く)	市民生活 専門相談員	
	消費生活 〔消費生活 センター〕	商品やサービスの契約トラブルに関する相談と情報提供	随時 直通電話 82-5181 (消費生活センター)	土・日・祝日を 除く毎日		消費生活 相談員	
	法律 〔弁護士〕	相続や離婚、金銭トラブルなど日常生活上の法律問題 営業や事業にかかる相談は できません	前日(前日が休日の場合は直前の 平日)午前9時から正午まで 電話で受付 〔申込み多数の場合抽選 定員〔平日〕7名〔土〕6名〕	週1回 相談日は次のページに掲載	13:00～ 16:00	弁護士	
				毎月 第3土曜日	9:30～ 12:00		
	税理士	相続税、贈与税、所得税、譲渡所得などに関する相談	前日(前日が休日の場合は直前の 平日)午前9時から正午まで 電話で受付 〔申込み多数の場合抽選 定員6名〕	毎月 第2金曜日		税理士	
	司法書士	登記・ 相続等	相続等登記・手続などに関する相談	前日(前日が休日の場合は直前の 平日)午前9時から正午まで 電話で受付 〔申込み多数の場合抽選 定員6名〕	毎月 第3水曜日		司法書士
		債務・登 記・相続 等	債務等に関する相談 相続等登記・手続などに関する相談	債務相談は、事前相談を受けた 方(4名まで) その他の相談は、債務相談に空きがある 場合、当日の10時から正午まで電話で 受付(先着順)	毎月 第4水曜日		司法書士 (認定)
	行政	国・県などへの意見や 要望	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着6名)	毎月 第1木曜日	13:00 ～ 16:00	行政相談 委員	
	年金・ 社会保険	年金や社会保険、労働災 害などに関する相談	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着6名)	毎月 第1火曜日		社会保険 労務士	
	不動産	土地、建物の取引や賃貸 などに関する苦情や相談	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着6名) ＜持ち物＞ 契約書、図面など (内容が分かるもの)	毎月 第2月曜日		宅地建物 取引士	
	建築	家の新築やリフォーム、 修理などに関する相談	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着6名)	偶数月 第3月曜日		技能士	
	行政書士	成年後見制度、遺言、相 続などに関する相談	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着6名)	毎月 第2火曜日 第4月曜日		行政書士	
	マンション 管理	管理組合の運営、規約、 修繕、積立などに関する 相談	当日午前8時半から正午まで 電話で受付(先着3名)	毎月 第4月曜日		マンション 管理士など	
	人権	人権・プライバシーの侵 害などに関する相談	前日午後5時まで電話で受付 (先着3名)	毎月 第2、第4木曜日		人権擁護 委員	
	女性の悩み 〔女性相談室〕	夫婦・家族の悩みや配偶 者などからの暴力の相談 など	【電話相談】 ※第2土曜日のみ事前予約制 直通電話 83-1812 (女性相談室) 【面接相談】事前予約制 電話 82-5128 (市民相談人権課)	毎週 月・火・水・木曜日 毎月第2土曜日 (祝日を除く)	10:00～ 15:00 (12時～13時除く)	女性相談員	

- ・相談カレンダーは広報はだのホームページ「暮らしの相談」にも掲載しています。
- ・相談は市内在住、在勤、在学の方を対象とします。なお、営業や事業にかかる相談はできません。
- ・相談日が休日等により上記と異なる場合がございます。
- ・各相談の詳細な日程は次のページの「市民相談カレンダー」をご覧ください。